

霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和5年6月12日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年霧島市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。